

環境局の財務事務等の執行について

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況																																																																																																																											
V. ごみ処理業務について 【指摘-1】 過積載について 家庭ごみ収集業務日報(12 月)を閲覧した結果、 限である 2,000 kgを超えるもの) となっているも ア. 灘事業所 イ. 西事業所 <table><tr><th>号車</th><th colspan="8">過積載の日付と重量 (Kg)</th></tr><tr><td rowspan="2">A</td><td>12/7</td><td>12/10</td><td colspan="6">12/24</td></tr><tr><td>2,390</td><td>2,360</td><td colspan="6">2,340</td></tr><tr><td rowspan="2">B</td><td>12/3</td><td>12/10</td><td>12/14</td><td>12/17</td><td>12/24</td><td>12/27</td><td colspan="2">12/28</td></tr><tr><td>2,530</td><td>2,450</td><td>2,400</td><td>2,370</td><td>2,580</td><td>2,340</td><td colspan="2">2,330</td></tr><tr><td rowspan="2">C</td><td>12/13</td><td colspan="7">12/13</td></tr><tr><td>2,450</td><td colspan="7">2,300</td></tr><tr><td rowspan="2">D</td><td>12/7</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td>2,410</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td rowspan="2">E</td><td>12/24</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td>2,300</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td rowspan="2">F</td><td>12/27</td><td colspan="7">12/28</td></tr><tr><td>2,330</td><td colspan="7">2,480</td></tr></table> <table><tr><th>号車</th><th colspan="2">過積載の日付と重量 (Kg)</th></tr><tr><td rowspan="2">G</td><td>12/27</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>2,580</td></tr><tr><td rowspan="2">H</td><td>12/3</td><td>12/14</td></tr><tr><td>2,470</td><td>2,520</td></tr></table>	号車	過積載の日付と重量 (Kg)								A	12/7	12/10	12/24						2,390	2,360	2,340						B	12/3	12/10	12/14	12/17	12/24	12/27	12/28		2,530	2,450	2,400	2,370	2,580	2,340	2,330		C	12/13	12/13							2,450	2,300							D	12/7								2,410								E	12/24								2,300								F	12/27	12/28							2,330	2,480							号車	過積載の日付と重量 (Kg)		G	12/27		2,580	H	12/3	12/14	2,470	2,520	今後、同様の事例が起らないよう、過積載にかかる研修を自動車運転手に対して実施。平成 21 年 10 月 2 日をもって全ての自動車運転手に対して過積載にかかる研修を実施した。	措置済
号車	過積載の日付と重量 (Kg)																																																																																																																												
A	12/7	12/10	12/24																																																																																																																										
	2,390	2,360	2,340																																																																																																																										
B	12/3	12/10	12/14	12/17	12/24	12/27	12/28																																																																																																																						
	2,530	2,450	2,400	2,370	2,580	2,340	2,330																																																																																																																						
C	12/13	12/13																																																																																																																											
	2,450	2,300																																																																																																																											
D	12/7																																																																																																																												
	2,410																																																																																																																												
E	12/24																																																																																																																												
	2,300																																																																																																																												
F	12/27	12/28																																																																																																																											
	2,330	2,480																																																																																																																											
号車	過積載の日付と重量 (Kg)																																																																																																																												
G	12/27																																																																																																																												
	2,580																																																																																																																												
H	12/3	12/14																																																																																																																											
	2,470	2,520																																																																																																																											

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
【指摘-5】公用自動車使用承認簿及び運転日報の整備について 公用自動車管理規程では、公用自動車使用承認等と運転日報の両方の整備が求められているがなされていない。また、市全体で実施されている「共用車の見直し検討にかかる調査」では、原則として、全ての共用車の必要性の有無について検討を行い、公共交通機関や備車等で代替可能なものについては廃止することを掲げられている。当該調査の回答には年間走行距離や年間使用日数の記載が求められており、公用自動車使用承認簿や運転日報などが正確に車輛の使用状況や必要性を把握できるように記載されていなければ、有効な共用車保有の見直し検討はできないと思われる。 また、局内移管や所管とは異なった事業所等で使用される場合の備品管理簿等への記載や「共用車の見直し検討にかかる調査」への回答についての取扱いが不明瞭である。回答について、特殊車輛は除くとされており、種別として「セダン・ワゴン・バン・軽4輪」の区分を記載するとなっている。しかし、何が特殊車両であるかが共通認識となっていないため、ダンプ等について記載されている事業所等とそうでない事業所等がある。 連絡車等その他の自動車の必要性の有無の検討を網羅的かつ適正に行うためにも、すべての車輛について、備品管理簿への適切な記載及び統一された様式での公用自動車使用承認簿と運転日報の整備が必要である。	環境局の公用自動車については、全車両を備品管理簿に記載した。 使用承認簿・運転日報について、統一形式を作成し、原則としてこの様式を各事業所で使用することとした。	措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
【指摘-7】仮設建物等の備品管理簿への記載漏れについて 仮設の建物等工事請負費で購入された物品が備品管理簿に記載されていなかった。備品購入費以外の支出科目で購入された物品については、備品管理簿への記載を要求されていないとの誤った認識によるものである。 備品購入費で取得したものでなくとも、支出科目に関係なく備品管理簿に記載すべきとされているものについては記載し管理すべきである。	事業場等に対して、今後、備品管理簿に記載もれがないよう留意し、管理を行っていくよう指導した。 また、記載もれがあったものについては、備品管理簿への記載を完了した。	措置済
【指摘-8】資源リサイクルセンターにおける受託者への貸与品について 資源リサイクルセンターは、外部に運営が委託されている。「神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務仕様書」において、業務計画の中で、予備品、貸与物件等の管理に関することやその他維持管理に関することを記載することになっているが、業務計画書には記載されていない。また、受託者側の業務遂行責任者は貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、善良なる管理を行うとされている。しかしながら、市側には、台帳(備品管理簿)があるが、受託者には示されておらず、台帳の作成や保管状況の報告をさせていない。なお、予備品や消耗品の使用状況の報告はなされていた。 資源リサイクルセンターでの現物実査、ヒアリング等によると、フォークリフト・ファックス・パソコン・プリンター等備品が受託者から持込みされている。一方、市保有の備品等財産については、受託者に無償で貸与しているものであり、契約終了後は返還を受けるものである。よって両者の備品については、管理上明確な区分が必要である。 資源リサイクルセンターの貸与物件について、「神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務仕様書」において求められている業務計画書の予備品、貸与物件等の管理及びその他維持管理に関することについて計画書に明記し、台帳を作成させ、現品調査報告等を受け、財産管理を徹底すべきである。	委託事業者に現地確認をさせた上で、神戸市貸与備品台帳を作成させ、現品調査報告を受け、今後、財産管理を徹底するよう指示をした。	措置済